

# 仕 様 書

この仕様書は、携帯電話端末 iPhone（以下「当該端末」という。）の購入及び納品並びに納入後の通信回線利用について適用する。

## 1 当該端末の品名・規格・数量

メーカー名	品名・規格	数量
Apple 社	iPhone SE（第2世代以降）64GB	30 台

※iOS は 16 以上であること。

## 2 当該端末に対する条件

- (1) 新品であること。
- (2) 当該端末は、Apple が提供する企業向け iOS 端末導入支援サービス（Automated Device Enrollment）に登録済みであること。
- (3) 当該端末は、通信キャリア回線（3G/4G）の契約を締結した nanoSIM カードが挿入され、通信可能な状態であること。
- (4) 当該端末 1 台ごとに、充電に必要な充電器等一式を付属すること。
- (5) 当該端末納入時には、最新 OS へアップデートされ、最新のキャリア設定が適用されていること。

## 3 通信回線利用に対する条件

当該端末は回線使用料の契約を締結する。条件については、以下の通りとする。

- (1) 通信回線の提供者
  - ① 電気通信事業法第9条に規定する総務大臣の登録を受け、移動通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であって、政府の調達指針に沿い、安全保障上の懸念を考慮した機器を調達し、移動通信サービスに関わる無線局を自ら開設、運営を提供している事業者であること。
  - ② 災害時に通信確保のための次の体制、設備を有する者であること。
    - ア 基地局について、本院をカバーできる基地局を有し、災害時の停電対策として、電源喪失後も 24 時間以上の運用が可能あること。
    - イ 災害時の通信確保に備え、本院をカバーできる基地局を複数有すること。
    - ウ 万が一、基地局の機能が喪失しても、車載型や可搬型移動無線局により迅速な通信回復体制を提供することができること。
- (2) 通信回線サービスの条件
  - ① 当該端末 1 台ごとの毎月の無料通信分は、音声通話 5 分以上、パケット通信 0.5GB 以上を確保すること。
  - ② 前記①の音声通話やパケット通信の利用量に過不足が生じた場合は、今回契約する 30 回線内で共有できること。又は、既設 665 回線と共有できること。

- ③ 当該端末の回線使用料（以下「基本料金」という。）及び音声通話及びパケット通信が無料通信分（契約全体を合算した時間とデータ量）を超過した場合の各料金（以下「超過料金」という。）を提示すること。
- ④ インターネット接続サービス料のほか、最低限必要な費用があればこれを回線使用料に含めること。
- ⑤ 電気通信事業法第7条規定のユニバーサルサービス料を月額料金に含めること。
- ⑥ 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律に規定される電話リレーサービス料を月額料金に含めること。
- ⑦ 月額料金の請求書は、原則紙媒体とし、毎月末日締め分として、翌月に提出すること。なお、月額料金の支払は、口座振替を選択できること。
- ⑧ この他、通信回線サービスの利用条件や代金に定めのない事象が生じた場合は、発注者と受注者が別途協議のうえ、詳細を決定するものとする。

#### 4 当該端末の運用管理に対する条件

当該端末は、Apple が提供する Apple Business Manager 及び当院が別途契約しているモバイルデバイス管理サービス（以下「MDM」という。）「ソフトバンク株式会社：ビジネス・コンシェル デバイスマネジメント」の配下で運用管理を行うものとする。（本契約に MDM の利用に伴うライセンス費用等は含まないものとする。）

#### 5 当該端末の故障発生時の運用体制に対する条件

- (1) 利用期間中に当該端末の故障等が発生した場合に備え、次の保守体制を整備すること。
  - ① 契約期間中、平日（土日・祝・年末年始を除く）の 9 時から 17 時までの間、当該端末の故障等の連絡に対応するための電話受付体制を設けること。
  - ② 当該端末の故障等が発生した場合、MDM の設定変更により、故障機と予備機の入替ができること。

ただし、データ移行及び院内で利用するアプリケーションの個別設定など、MDM 非対応のアプリケーションの入替作業などは除くものとする。
  - ③ 当該端末が故障した場合、発注者が Apple Support へ連絡し修理の手配を実施する。
  - ④ 携帯電話端末が紛失・盗難が発生した場合は、本院と受注者が協議のうえ、都度、対応方針を検討すること。

#### 6 一般的条項

- (1) 受注者は、当該端末の納入期限を厳守するとともに、納品にあたっては、事故が生じないよう十分配慮し、疑義が生じた場合には、発注者に連絡すること。
- (2) 当該端末を発注者に引き渡すまでの調整、保安及びその他必要な管理については、受注者が責任を持って行うこと。
- (3) 受注者は、納入に際し、予め納入場所を確認し、発注者が別途指定する日時に納入すること。

(4) 受注者は、当該端末の引き渡しの際、次の書類等を提出すること。

- ① メーカー発行の保証書
- ② 機器に付属する消耗品及び予備品の明細一覧表

## 7 納入期限等

- (1) 当該端末の納入期限  
令和5年3月31日（金）
- (2) 通信回線の利用期間  
令和5年4月1日から令和9年3月31日（36カ月）

## 8 納入場所

広島市安佐北区亀山南1丁目2番1号  
広島市立北部医療センター安佐市民病院内 本部事務局 安佐市民病院整備室  
（担当：越智、電話番号：082-815-5211（代表）内線9332）

## 9 検査及び引き渡し

- (1) 受注者は、納品及び調整完了後、速やかに事務室用度担当に連絡し、当院の指定する者の検査を受け、機器の引き渡しを行うこと。
- (2) 検査の際は、発注したメーカー名・規格・型番等が明確に確認できるものを用意しておくこと。確認できない場合は検査不合格とする。なお、検査の結果、不合格となった場合の取り替え等に要する費用は、受注者の負担とする。

## 10 保証期間

当該端末の検査後1か年とする。ただし、受注者又は製造者の責任に帰する機器の破損及び故障については、保証期間終了後であっても無償修理又は良品と取替えるものとする。

## 11 その他

本仕様書に関し疑義を生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議のうえ、詳細を決定するものとする。